

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料

平成21~23年度版



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。



半分以上を公費でまかさないです

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



介護保険料

Q&A



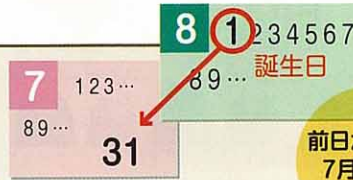
Q サービスを利用しなくても保険料は納めるのですか？
納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

8月1日生まれのわたしは？



前日が属する7月分から納めます

- 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
- 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくなるように低い保険料額が設定されています。どうぞご理解ください。
なお、災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市町村の介護保険担当課にご相談ください。



保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



- 1年間滞納した場合
- サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません(9割相当分は後で市町村から払い戻されます)。

- 1年6カ月間滞納した場合
- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

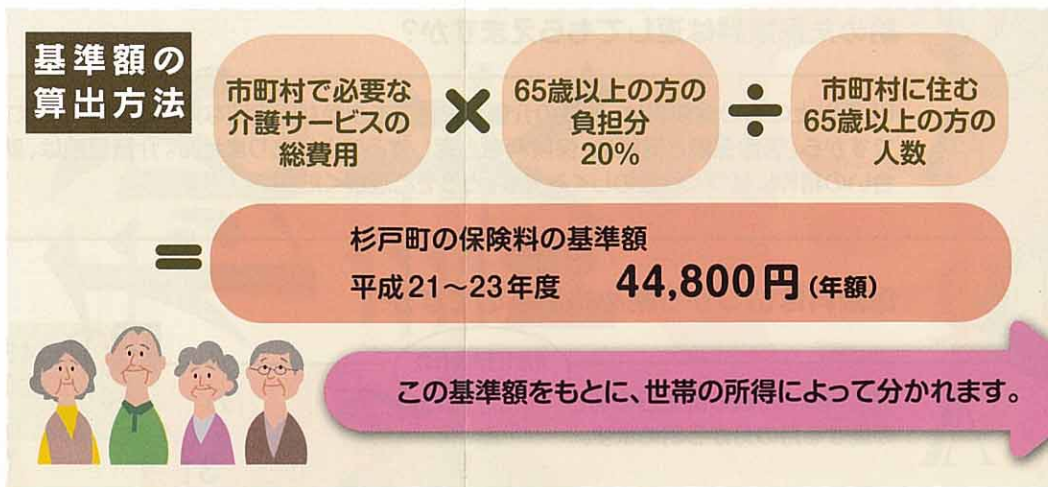
市町村から払い戻されるはずの給付費(9割相当分)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

- 2年以上滞納した場合
- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費の支給停止

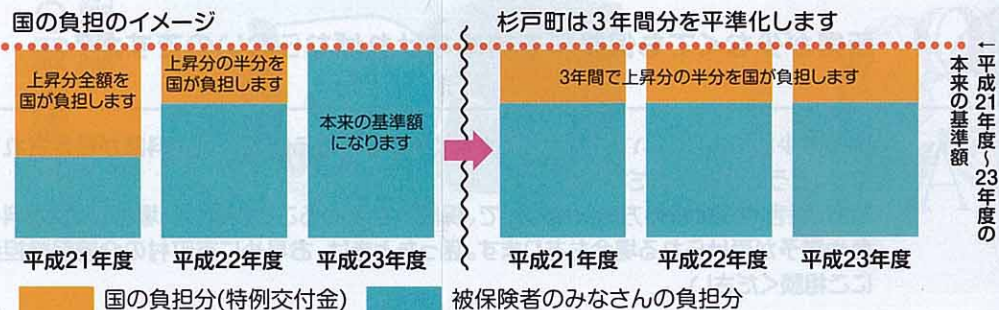
介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

保険料はどのように決まるの？

65歳以上の方の保険料額は、各市町村で今後3年間に必要な介護保険の総費用から算出された「基準額」をもとに、原則としてその方の世帯の所得に応じて決められます。



平成21年度から、介護サービス費用が改定されました。改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、21～23年度に限り、国が一部を負担し、被保険者の負担を軽減します。市町村によって、年度ごとに基準額が異なる場合と、3年間分を平準化させる場合があります。



所得段階	対象となる方	負担割合	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.5	22,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額 ^{※2} と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.5	22,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方(第2段階に該当しない方)	基準額 × 0.75	33,600円
特例 第4段階	世帯内に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.95	42,500円
第4段階	世帯内に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 × 1.0	44,800円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	56,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.5	67,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	基準額 × 1.75	78,400円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です
 ※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です

保険料はどのように納めるの？

納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方

➔ 年金から**天引き**になります(特別徴収)

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

仮徴収・本徴収ってなに？



仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、市町村民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます

年金から天引きになる方には、市町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



年金が年額**18万円未満**の方

➔ **納付書**で各自納めます(普通徴収)

- 杉戸町は7月より年間8回の納期に分けて納めます。
- 納付書を送付しますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利**です。



- 手続き
- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - 2 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取り扱い金融機関で申し込みます。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります

こんなときは、納付書で納めます(普通徴収になります)

●保険料が増額になった

増額分を納付書で納めます。

●年度途中で65歳になった

●年度途中で老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった

●年度途中で他の市町村から転入した

●保険料が減額になった

●年金が一時差し止めになった

「特別徴収開始通知書」が送付されるまでは納付書で納めます。